

業者用(第16回改定)

水再生センター及び汚泥資源化
センター工事等

安 全 衛 生 基 準

令和6年4月

横浜市下水道河川局下水道施設部

第 1 章	通 則		
第 1 条	目 的	P 1
第 2 条	基 準 の 適 用	P 1
第 2 章	安全管理基準		
第 3 条	安 全 管 理 の 実 施	P 1
第 4 条	統括安全衛生管理義務者の指名	P 2
第 5 条	作業主任者、作業指揮者の選任	P 2
第 6 条	連 絡 ・ 調 整	P 2
第 7 条	事 故 等 の 場 合 の 報 告	P 2
第 3 章	作 業 基 準		
第 8 条	服 装	P 3
第 9 条	保 護 具 等	P 3
第10条	整 理 ・ 整 頓	P 3
第11条	酸素欠乏危険場所での作業	P 4
第12条	墜落等による危険の防止	P 5
第13条	足 場 の 設 置	P 6
第14条	覆蓋及び池特有の墜落の防止	P 7
第15条	薬品、危険物及び化学物質の取扱作業	P 7
第16条	ガ ス 溶 接 作 業	P 8
第17条	ア ー ク 溶 接 作 業	P 9
第18条	グ ラ イ ン ダ ー 作 業	P 9
第19条	サ ン ダ ー 作 業	P 10
第20条	切 削 作 業	P 10
第21条	人 力 運 搬 作 業	P 10
第22条	場内車両運行及び荷役作業等	P 11
第23条	移 動 式 ク レ ー ン	P 12
第24条	塗 装 作 業	P 12
第25条	電 気 作 業	P 12
第26条	チェーンソー作業	P 14
第27条	刈 払 機 作 業	P 14
第28条	ばね類による健康障害防止のための対策	P 14
第29条	そ の 他	P 15
第 4 章	衛 生 基 準		
第30条	救急用具の常備	P 15
第31条	手 洗 い 等 の 励 行	P 15
第32条	用 水	P 15
第33条	喫煙場所の指定	P 16

第34条	細菌等への対応	P 16
第35条	化学物質リスクアセスメントの実施	P 16
附 則		P 17
別 表	1 - 1	酸素欠乏、硫化水素発生危険場所（水再生センター等）	P 18
別 表	1 - 2	同 上（汚泥資源化センター1/2）	P 19
別 表	1 - 2	同 上（汚泥資源化センター2/2）	P 20
別 表	2 - 1	保護具等着用基準（水再生センター等）	P 21
別 表	2 - 2	同 上（汚泥資源化センター）	P 22
別 表	3 - 1	酸 素 欠 乏 症	P 23
別 表	3 - 2	硫 化 水 素 中 毒	P 23
別 表	3 - 3	可燃性ガス（消化ガス）	P 23
別 表	3 - 4	オ ゾ ン	P 23
別 表	3 - 5	酸素濃度及び硫化水素濃度測定記録	P 24
別 表	4 - 1	研削といし試運転実施記録	P 25
参考資料			P 26
資料 - 1	安全管理計画届出書		P 27
資料 - 2	安全計画書		P 28
資料 - 3	安全要領書（酸欠場所での作業（例））		P 31
資料 - 4	安全点検表		P 32
資料 - 5	緊急連絡系統図		P 33
資料 - 6	事故報告書（業者提出）		P 34

水再生センター及び汚泥資源化センター工事等安全衛生基準

第 1 章 通 則

(目的)

第 1 条 この基準は、横浜市下水道河川局下水道施設部が発注する水再生センター、ポンプ場、工場排水処理場及び汚泥資源化センター（以下「水再生センター等」という。）の工事又は委託業務（以下「請負工事等」という。）において、工事請負人又は委託業務受託者（以下「請負人等」という。）が安全に作業を行えるよう、関係法令及び危険作業における安全衛生基準を示すものである。

(基準の適用)

第 2 条 この基準は、下水道河川局下水道施設部が発注する請負工事等に適用する。

第 2 章 安全管理基準

(安全管理の実施)

第 3 条 請負人等は、請負工事等の施工、実施にあたり、あらかじめ現場代理人又は現場責任者（以下「現場代理人等」という。）を選定し、本市に届け出て現場に常駐させなければならない。

現場代理人等は、次に定める内容を実行し、作業員の安全管理に努める。

- (1) 現場代理人等は、作業員に労働安全衛生法等関係法令、工事設計書内「工事共通仕様書」又は委託設計書内「委託仕様書」及び第 3 章作業基準を遵守するよう指導し、作業の安全を図る。
- (2) 本市監督員または立会職員（以下「本市監督員等」という。）が指示した場合は、安全管理計画届出書（資料－1）、安全計画書（資料－2）、安全要領書（資料－3）及び安全点検表（資料－4）を提出し、承諾を得る。
- (3) 現場代理人等は、緊急連絡系統図（資料－5）を作成し、災害時の連絡箇所を明確にする。
- (4) 現場代理人等は、作業中は作業現場を 1 回／日以上巡回し作業の安全確認を行い、記録を取る。
- (5) 本体工事の施工場所における安全管理だけでなく、資材置場や建設発生土置場等、附帯工事における施工場所を含めた安全管理を行う。
- (6) (5)の施工場所を含む全工事区域内の地下埋設物等の現場状況など（以下

「現場条件等」という。)を十分把握する。

(7) 受注後に新たな現場条件等が判明した場合は、本市監督員等及び現場代理人等双方において、監督員指示書や工事打合せ簿等、文書により現場条件等に関する情報を共有する。

(8) 施工場所における現場条件等については、下請業者など当該工事に携わるすべての者と共有する。

(9) 事故、火災、その他異常を発見した場合は直ちに本市監督員等又は市職員に連絡する。

(統括安全衛生管理義務者の指名)

第4条 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年6月 法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負人を指名した場合には、請負人はこれに従わなければならない。

(作業主任者、作業指揮者の選任)

第5条 現場代理人等は、危険作業又は次の作業を行う場合、必要に応じ労働安全衛生規則に定められる資格又は講習を終了した作業主任者、作業指揮者を配置する。また、現場代理人等は、作業にあたり、本市監督員等と作業主任者、作業指揮者を含め十分な打合せを行う。

(1) 別表1-1、2に掲げる酸素欠乏、硫化水素発生危険場所又は本市監督員等が指示した場所での作業。

(2) 足場の設置、解体。

(3) クレーン、玉掛作業。

(4) 電気、ガス溶接作業。

(連絡、調整)

第6条 現場代理人等は、次に定める連絡、調整を徹底させ作業員の作業安全を図る。

(1) 異なった作業を同一場所で行う場合、事前に本市監督員等、他の現場代理人と打合せを行い、相互の連絡調整を取り合いながら作業を行う。

(2) 上下作業を行わないよう調整を行う。

(3) 水再生センター等の機器を運転又は停止する場合は本市監督員等と連絡をとってから行う。

(事故等の場合の連絡)

第7条 現場代理人等は、作業中に事故等が発生した場合、被害者の救護など必要な措置を施し、直ちに緊急連絡系統図に基づいて連絡を行う。

また、本市監督員に事故報告書（資料一 6）を提出する。

第 3 章 作 業 基 準

（服装）

第 8 条 作業員は、次に定める服装及び規則を守り、作業の安全を図る。

(1) 名札又は腕章等で会社名及び氏名を明確にする。

(2) 作業にあたっては第 9 条の保護具等を着用する。

(3) ボタンのとれたもの、あるいは外れかけた作業服を着用してはならない。

2 機械に頭髮又は被服が巻込まれるおそれがあるときは、適当な作業帽又は作業服を着用する。（労働安全衛生規則第 110 条。以下「規-〇〇」という。）

（保護具等）

第 9 条 保護具等は損傷、劣化のおそれがない所定の場所に保管し、安全を確認して使用する。

2 保護具等は、それぞれの使用目的に適応する種別、材質のものを使用する。

3 保護具等は、保護具等着用基準（別表 2-1、2）により着用する。

4 ヘルメットには①会社名②氏名を油性インク等で明記する。

5 ヘルメットの着用時は、顎ひもを確実に締める。

6 長靴等履物は、すり減った滑りやすいものは使用しない。

7 特別高圧、高圧、低圧（350V 以上）において、活線作業又は充電部の確認に使用する絶縁用保護具等は、6 箇月以内に 1 回、定期的に、その絶縁性能について自主検査を行う。

ただし、6 箇月を超える期間使用しない場合、その使用を再び開始する前に、その絶縁性能について自主検査を行う。（規-351）

8 自主検査の結果、絶縁用保護具等に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければこれを使用しない。（規-351）

9 自主検査を実施したときは、①検査年月日、②検査方法、③検査箇所、④検査の結果、⑤検査者氏名、⑥補修等の措置の内容、を記録し 3 年間保存する。

（規-351）

（整理、整頓）

第 10 条 作業員は、作業所周辺の整理、整頓に努め、作業環境の安全を図る。

2 工具類、資材等は整然と保管し、数量を把握する。

3 引火物、爆発物等の危険物は、作業所周圍より隔離し、適正な表示を行い危険のないようにする。

4 消火栓、非常口、防火戸、配電盤、スイッチ等の付近に物を置かない。

5 作業終了後は周囲の片付け及び清掃を行い、工具、資材等を整理し、置き忘れ等がないことを確認する。

6 道路、通路には許可なく物を置かない。

(酸素欠乏危険場所での作業)

第11条 現場代理人等は、別表1-1、2に掲げる酸素欠乏危険場所又は硫化水素発生危険場所で作業員を従事させる場合には、必ず酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定める。酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、作業前に空気呼吸器、墜落制止用器具等の保護具を点検し異常のないことを確認する。また、作業状況及び保護具の使用状況を監視する。

2 酸素欠乏危険場所又は硫化水素等発生危険場所において作業に従事する場合、酸素欠乏症等防止規則第12条に記載される特別の教育を受けた者でなければ実施してはならない。(規-36、酸素欠乏症等防止規則-12 以下「酸欠則-〇〇」という)

3 酸素欠乏危険場所又は硫化水素等発生危険場所において作業に従事する場合、墜落制止用器具を使用しなければならない。(酸欠則-6)

4 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、作業開始に先立ち当該作業場所における酸素濃度及び必要に応じ硫化水素濃度を測定する。また、測定記録は3年間保存する。(酸欠則-3) (別表3-5)

5 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18%以上、かつ硫化水素の濃度を百万分の十以下に保つよう換気する。(酸欠則-5)

なお、送風設備および外気取入れフード等を設置し、強制的に換気する場合、酸素の濃度を20.5%以上に保つことが望ましい。

6 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、当該場所において、硫化水素等有毒ガスの発生が考えられる場合は、送風設備、外気取入れフード等を設置し、十分なる連続換気を行い、安全を確認の上、作業を開始するとともに当該場所の酸素濃度及び硫化水素濃度を連続で測定する。(別表3-1、2参照)

7 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は、作業員が当該作業場所に入場及び退場する際、人員を確認する。

8 当該作業場所において、作業員が倒れるなど異常事態が発生し、救出作業を行うときは、二次災害を防止するため、空気呼吸器を着用するなど安全を確保する。

9 酸素測定器などの機械等については、常時有効に保持するとともに、空気呼

吸器等については常時清潔に保持する。（規-24-3-3）

（墜落等による危険の防止）

第12条 高さが2 m以上の箇所（作業床の端、開口部を除く。）で作業を行う場合において墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、足場を組立てる等の方法により作業床を設ける。この場合において、作業床を設置することが困難なときは、防網を張り、作業員に墜落制止用器具を使用させる等墜落の危険を防止する措置を講じる。（規-518）

2 (1) 高さが2 m以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設ける。（規-519-1）

(2) 囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取外すときは、防網を張り、作業員に墜落制止用器具を使用させる等、墜落の危険を防止する措置を講じる。（規-519-2）

3 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取付けるための設備等を設ける。（規-521-1）

墜落制止用器具については、「フルハーネス型」を原則とする。ただし、高さ6.75m以下（一般的な建設作業等の場合には5 m以下）の場所では胴ベルト型（一本つり）を使用することができる。なお、いずれの場合でも2丁掛けの推進に努めること。

4 現場代理人等は、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検する。（規-521-2）

5 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、現場代理人等は当該作業を従事させない。（規-522）

6 高さが2 m以上の箇所で作業を行うときは、当該作業を安全に行うために必要な照度を保持する。（規-523）

7 高さ2 m未満であっても落下の恐れがある場合は、上記と同様な措置を講じる。（1 m程度でも死亡災害が発生しているため、高所作業を1 m以上とすることが望ましい）

8 墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがある箇所に、関係作業員以外を立入らせてはならない。（規-530）

9 3 m以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人

を置く等作業員の危険を防止する措置を講じる。これらの措置が講じられていない場合、作業員は3 m以上の高所から物体を投下してはならない。(規-536)

10 作業のため物体が落下することにより、作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、防網の設備を設け、立入り禁止区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じる。(規-537)

11 工具、材料等は、落下防止の措置を講じる。

12 昇降は所定の昇降設備を使用する。

13 梯子は幅30cm以上のものを用い、平面に対して75度に掛けることを原則とし、梯子の上部は60cm程度上に出し、昇降は倒れ止め等を確認してから行う。

14 梯子等は、取扱説明を確認し、正しく使用する。

15 原則として、手に物を持って昇降しない。

(足場の設置)

第13条 足場の組立て等の作業を行うときは、法令に基づき安全に行う。

1 (1) 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)は、特別教育を受けた者のみが行う。(規-36)

(2) 足場を設ける床面の幅が1 m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用すること。(規-561-2)

(3) 吊り足場、張り出し足場又は高さ2 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、墜落制止用器具取付け設備等の設置など規則に基づいた墜落防止措置等を講じること。(規-564)

(4) 吊り足場、張り出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は作業主任者を置くこと。(規-565)

(5) 足場における作業を行う場合は、点検者を指名してその日の作業前に点検しなければならない。(規-567)

(6) 足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。(規-567-2)(規-655)

(7) 前号の点検を行ったときは、点検の結果と点検者の氏名、補修等措置の内容を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間保存しなければならない。(規-567-3)(規-655)

2 最大積載荷重を表示し、これを超えて積載しない。(規-562)

3 足場における高さ2 m以上の作業場所には、法令に基づいた作業床や墜落防止設備を設ける。特に次に留意する。(規-563-1)

(1) 作業床は幅40cm以上、床材間のすき間3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満とすること。(規-563-1)

(2) 物体の落下防止措置(高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網)を行う。(規-563-1)

(3) 枠組足場にあつては手すりわくを前面に確実に設置する。

なお、手すりわくに代えて交差筋かい及び下さん等(15~40cmの下さんまたは高さ15cm以上の幅木)とすることもできる。(規-563-3-1)

(4) 枠組足場以外(単管足場等)にあつては手すり(高さ85cm以上)及び中さん(高さ35~50cm)を確実に設置する。(規-552-1、563-1)

(5) 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻すこと。(規-563-5)

4 鋼管足場にあつては次に留意する。

(1) 足場の脚部には、足場の滑動または沈下を防止するため、ベース金具を使用し、かつ敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける(規-570-1)

(2) 筋かいで補強をする。(規-570-1)

(3) 壁つなぎは専用の金具を使用し、適切な取付け間隔とする。(規-570-5)

(覆蓋及び池特有の墜落の防止)

第14条 マンホール、最初沈殿池等の開口部において、清掃、工事等墜落の危険がある作業を行う場合は、安全性について十分検討する。また、覆蓋上部においての作業は原則として禁止とするが、足場板等安全対策が施してある覆蓋においては、耐荷重を厳守することにより覆蓋上部での作業を可能とする。

2 墜落制止用器具を使用して作業する場合は、作業の利便性を考慮した墜落制止用器具を掛けるワイヤー等を設置する。

墜落制止用器具については、「フルハーネス型」を原則とする。ただし、高さ6.75m以下(一般的な建設作業等の場合には5m以下)の場所では胴ベルト型(一本つり)を使用することができる。なお、いずれの場合でも2丁掛けの推進に努めること。

3 沈砂池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池に水が張ってある近傍で作業する場合は、ライフジャケットを着用することで、墜落制止用器具の代わりとみなすことができるものとする。

(薬品、危険物及び化学物質の取扱作業)

第15条 薬品、危険物、劇薬及び化学物質の取扱に係る作業又は爆発、火災等の危険のある場所での作業を行うときは、必ず作業指揮者を定め、関係法令等を

遵守するほか、適切な安全策を講じる。特に特定化学物質を取り扱う場合は、必ず特定化学物質作業主任者を定める。（規-257、特化則-27）

- 2 危険物（又は特定化学物質）を取扱うときは、作業指揮者が直接指揮する。
- 3 爆発性、発火性又は引火性の危険物は、定められた場所に品名を明記して置き、かつ、所定の注意標識を掲示する。
- 4 危険物の付近では、火気を使用してはならない。
- 5 危険物の取扱場所には、危険物の種類に応じた消火器等を用意する。
- 6 プロパン、アセチレン等が入っている容器は、直射日光の当たる場所又は温度が高くなる場所に置いてはならない。
- 7 危険物が入った容器は、転倒、落下、衝撃を加える等粗暴に取扱ってはならない。
- 8 ガソリン、シンナー等揮発性危険物は、完全に蓋をして蒸発を防止する。
- 9 みだりにアルカリ性物質と酸性物質を混合してはならない。

（ガス溶接作業）

第16条 ガス溶接作業は、ガス溶接作業主任者免許を有する者でなければ実施してはならない。また、免許を有する者のうちから、ガス溶接作業主任者を定めなければならない。（規-314）

- 2 ガス溶接作業を行うときは、保護眼鏡、安全靴、保護手袋（軍手使用禁止）等所定の保護具を使用する。
- 3 ガス容器は次に定めるところによる。（規-263）
 - (1) 40℃以下に保ち、直射日光を受けず、かつ風雨に晒されない所に置く。
 - (2) 転倒しないように保持する。
 - (3) 衝撃を与えない。
 - (4) 運搬時にはバルブ部にキャップを施す。
 - (5) 使用時は、容器の口金に付着する油類、塵あいを除去する。
 - (6) バルブの開閉は、ハンドル又は専用スパナにて静かに行う。なお、バルブを開けている間は、ハンドル又は専用スパナは、取り付けたままにしておく。
 - (7) アセチレン容器は立てて置く。
 - (8) 使用前又は使用中の容器と、これら以外の容器の区別を明らかにする。
- 4 作業前に、周囲に燃えやすい物がないこと及び他の作業員に危害を加えるおそれがないことを十分に確認する。
- 5 ガス器具は始業前に点検し、欠陥があるものを使用しない。
- 6 ガス又は酸素が漏れていないことを確認する。

- 7 油、ごみ等の付着した手袋でポンペを交換しない。
- 8 酸素ポンペを立てて使用するときは、転倒しないように柱等に十分結束し、また、横にして使用するときはポンペが転がらないようにし、バルブの口金は人体又は設備機器の方へ向けてはならない。
- 9 作業場所から離れるときは、圧力調整弁を零に戻す。
- 10 作業終了時には、周囲に飛火がないことを確認し、後始末を確実に行う。
(アーク溶接作業)

第17条 アーク溶接作業は、業務に係る特別教育を受けた者でなければ実施してはならない。また、特定化学物質作業主任者を定める必要がある。(規-36)(特化則-27)

- 2 アーク溶接作業を行うときは、防塵マスク等の有効な呼吸用保護具、保護眼鏡、安全靴、保護手袋(軍手使用禁止)等の所定の保護具を使用する。
- 3 アーク溶接機は、自動電撃防止装置を設置したものでなければ使用してはならない。
- 4 作業前に、周囲に燃えやすい物がないこと及び他の作業員に危害を加えるおそれがないことを十分に確認する。
- 5 アーク溶接機の使用前点検を実施し、異常がないことを確認する。
 - (1) 溶接棒ホルダ絶縁保護部に異常がないこと。
 - (2) 接地線の切断、接地極の浮き上り等の異常がないこと。
 - (3) 電線、ケーブル等に異常がないこと。
- 6 アーク溶接機の1次側電路には、漏電しゃ断器を設置する。
- 7 アーク溶接機の2次側電線は、溶接の際に流れる電流を十分に流すことのできる太さとする。
- 8 作業場所を離れるときは、必ずスイッチを断にする。
- 9 作業終了時には、周囲に飛火がないことを確認し、後始末を確実に行う。
- 10 アーク溶接のホルダーは感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものを使用する。(規-331)

(グラインダー作業)

第18条 グラインダー作業を行うときは、保護眼鏡、保護手袋(軍手使用禁止)等の所定の保護具を使用する。

- 2 粗削りには仕上砥石を使用しない。
- 3 砥石と受台のすき間は、3mm以内に調整する。
- 4 研削砥石はその日の作業開始前に1分以上、研削砥石を取換えたときには3

分以上の試運転を行い、実施の記録を残しておくこと（別表4-1）。試運転の際には万一砥石が破壊し、その破片が飛散しても危害を受けることがない作業位置を選ぶこと。（規-118）

5 側面使用目的の研削砥石以外の研削砥石は、その側面の使用をしてはならない。（規-120）

6 砥石では鉛を削ってはならない。

7 研削砥石の取替え及び試運転は、予め指定された者（研削砥石の取替え等の業務に係る特別教育を受けた者に限る。）でなければ、実施してはならない。（規-36）

8 回転中の研削砥石（直径50mm未満のものを除く）が作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、覆いを設ける。（規-117）

9 卓上用研削盤又は床上用研削盤に使用する覆いは、調整片の取付けその他の方法により、研削に必要な部分における研削砥石の周囲と覆いとの間隙を10mm以下に調整できるものでなければならない。（研削盤等構造規格-28）

（サンダー作業）

第19条 砥石の小さくなったものを使用してはならない。

2 握り手以外の部分をもって使用してはならない。

3 砥石を裏返しにして使用してはならない。

4 砥石の飛び散る方向を見定めて使用する。

（切削作業）

第20条 電動ドリル等の回転刃物に作業中の手が巻込まれるおそれがあるときは、手袋を使用してはならない。（規-111）

2 切粉の除去は用具を用いて行い、決して素手で行ってはならない。

（人力運搬作業）

第21条 物の運搬は無理をせず、できるだけ人手を借り可能なかぎり運搬用具を用いる。

2 物を持ち上げるときは、腰をしっかり落とし、手を深くかけて持つ。

3 物を抱えて運ぶときは、足元に十分注意する。また、1人で持ち上げる重量は体重の4分の1以下とする。

4 高所、足場上等で物を運ぶときは、落下させないような方法を講じる。

5 物を降ろすときは、手指をはさまれないよう十分注意し、決して投出さない。

6 物を置くときは、傾いたり、崩れたりしないように、安定よく置く。

7 共同運搬作業は、相互に声をかけ合いつまづかないように調整し、ゆっくり

歩行する。

(場内車両運行及び荷役作業等)

第22条 場内において車両等を運行する場合は、場で定める制限速度を超えて運転しない。(規-151-5)

2 車両等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、運行経路について必要な幅員を保持する、地盤の不同沈下を防止する、路肩の崩壊を防止する等必要な措置を講じる。(規-151-6)

3 路肩、傾斜地等で車両等を用いて作業を行う場合において、当該車両等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両等を誘導させる。(規-151-6-2)

4 車両等を用いて作業を行うときは、運転中の車両又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両等を誘導させるときは、この限りでない。(規-151-7)

5 車両等に荷を積載するときは、次の定めによる。(規-151-10)

(1) 偏荷重が生じないように積載する。

(2) 荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずる。

6 車両等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じる。(規-151-11)

(1) フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置く。

(2) 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両等の逸走を防止する措置を講ずる。

7 車両等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両等の主たる用途以外の用途に使用しない。(規-151-13)

8 重量が100kg以上のものを車両等に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は車両等から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者に次の事項を行わせる。(規-151-70)

(1) 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮する。

(2) 器具及び工具等を点検し、不良品を取り除く。

(3) 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせない。

(4) ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下

の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示する。

(5) 車両等に昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視する。

(移動式クレーン)

第23条 搬入、搬出作業に移動式クレーンを使用する場合は、次の項目について作業開始前に確認する。(平3.3.26 基発第167号の3 安全総点検内容適用)

(1) 必要な能力のある機械、作業員の確保

ア 機械の運転者、玉掛け作業員は必要な資格を有しているか

イ 作業内容にあった能力の機械を使用しているか

(2) 機械自体の安全確認

ア 過負荷防止装置、巻過防止装置等の安全装置は正しく機能しているか

イ 巻き上げ用ワイヤロープや玉掛け用のワイヤロープは損傷していないか

ウ 機械の検査は確実に行われているか

(3) 作業時の安全確保

ア 設置した地盤が軟弱でないか

イ アウトリガーは適正に張り出されているか

ウ 軟弱な地盤ではアウトリガーに敷板等を敷いているか

(4) 周囲の労働者の安全確保

ア 機械の危険性、立入禁止等について周知しているか

イ 運転者に周囲の安全確認をさせているか

(5) 工事現場周囲の安全確保

ア 機械の設置位置は適当か

イ 一般通行人の迂回路等の措置をとっているか

ウ 機械の周囲に十分な余裕をとっているか

(塗装作業)

第24条 狭あい区間、密閉部での塗装を行う場合は十分な換気を行うとともに、常に安全確認に努めること。

2 上記場所等の塗装作業は、原則として2人以上で行う。

3 塗料缶は指定された場所に置き、「火気厳禁」、「足下注意」等の注意表示を行う。

(電気作業)

第25条 水再生センター等は電気事業法により、自家用電気工作物として定義され、電気主任による自主管理を義務づけられているため、水再生センター等内の電気作業及び電気の取扱いについては、施工計画書により、工事内容、方

法、工程表、保安組織表等を明確にし、本市監督員等及び電気主任の承認を得てから行うこと。

- 2 現場代理人等は、作業にあたって無電圧を必ず確認する。やむを得ず活線作業を行う場合は、電気取扱業務に係る特別教育を受けたものでなければ実施してはならない。（規-36-4）
- 3 電動ドリル、サンダー等の移動用機器は年に1回、漏電等危険のないことを確認し記録を取る。
- 4 作業場所周辺に活線部がある場合には、絶縁保護具（絶縁ヘルメット等）を使用し作業にあたる。
- 5 照明器具の清掃、管球交換は、原則として、電路を遮断して行う。
- 6 濡れた手で電気器具に触れてはならない。
- 7 電気機械器具の充電部分で作業員が接触、又は接近による感電のおそれがあるところには、感電防止囲い又は絶縁囲いを設ける。
- 8 対地電圧が150Vを超える電動機械器具で移動式又は可搬式のもの（電動ドリル、電動グラインダー、移動式コンプレッサー等）については電路に「感電防止用漏電遮断器」を設ける。（規-333-1）
- 9 導電性の高い液体によって湿潤している場所、その他鉄板上、鉄骨上等導電性の高い場所において使用する移動式又は可搬式のものについては、電路に「感電防止用漏電遮断器」を設ける。（規-333-1）
- 10 停電作業を行う場合は、次の措置等を講じる。（規-339）
 - (1) 開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し若しくは通電禁止に関する所要事項を表示するか又は監視人を置く。
 - (2) 電力ケーブル、電力コンデンサー等を有する電路は残留電荷を完全に放電する。
 - (3) 開路した電路が高圧又は特別高圧であったものについては、検電器具による停電を確認し、短絡接地をとる。
 - (4) 停電作業を終了した場合、開路した電路に通電しようとするときは、あらかじめ、作業員に感電のおそれがないこと及び短絡接地器具を取外したことを確認する。
- 11 高圧又は特別高圧の電路の断路器、線路開閉器等の開閉器で、負荷電流を遮断するためのものでないものを開路するときは、無負荷であることを必ず確認する。（規-340）

(チェーンソー作業)

第26条 チェーンソーによる伐木等の作業を行う場合、安全衛生特別教育規定第10条で定められた特別の教育を受けた者でなければ実施してはならない。(法-59-3、規-36-8)

2 チェーンソーによる伐木の作業等を行う場合、作業員は下肢の切創防止用保護衣を着用しなければならない。(規-485)

3 チェーンソーによる伐木の作業等を行う場合、労働安全衛生規則第477条から第481条を遵守すること。(規-477～481)

(刈払機作業)

第27条 刈払機を使用する作業を行う場合、刈払機取扱作業員に対する安全を確保するため、「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育実施要領」に基づく教育を積極的に受講すること。(平成12年2月16日労働省労働基準局長基発第66号)

(ダイオキシン類による健康障害防止のための対策)

第28条 焼却施設の維持管理作業員及び工事作業員、並びに焼却灰等を取り扱う作業員は、汚泥資源化センターの「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」に従うと共に、以下のことを十分注意し作業を行うこと。

(1) 焼却施設の維持管理等を請け負った場合は、受託業者(請負業者)の責任者は、作業員に労働衛生教育を行うこと。

労働衛生教育の内容は、①ダイオキシン類の性状、有害性等に関すること。②ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置に関すること。③作業手順に関すること。④発散源を密閉する設備、作業を自動化又は遠隔操作する設備、局所排気装置等についての作業開始時の点検に関すること。⑤呼吸用保護具等の種類、性能、使用方法及び保守管理に関すること。⑥事故時等における措置に関すること

(2) 焼却炉、集塵機等の内部で行う灰出し、設備の点検、保守等の作業を行う場合は、エアラインマスク、ホースマスク又はこれらと同等以上の性能を有する呼吸用保護具及び不浸透性の保護衣、保護手袋、保護眼鏡等を使用すること。

(3) 焼却灰の固化、運搬等の作業で焼却灰のばく露を受ける作業を行う場合は、型式検定に合格した防塵マスク等の有効な呼吸用保護具及び粉塵の付着しにくい作業衣、保護手袋保護眼鏡等を使用すること。

(その他)

第29条 前条までに定めるもののほか、請負人等が請負工事等の実施にあたり、水再生センター内等の作業において安全に係わるものを次に掲げる。

(1) 運転開始の合図 (規-104)

機械の運転を開始する場合で作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、一定の合図を定め、合図する者を指定して、関係者に対して合図を行う。

(2) 掃除等の場合の運転停止等 (規-107)

機械の掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合で作業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械を停止し当該機械の起動装置に鍵をかけ、表示板を取付ける等の措置を講じる。

(3) 物体の飛来による危険の防止 (規-538)

作業のため物体が飛来することにより、作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、飛来防止の設備を設け、作業員に保護帽を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じる。

(4) 作業照明の確保

照明は、全体照明と局所照明を利用して、作業に必要な適正な照度を確保する。(規-604)

第 4 章 衛 生 基 準

(救急用具の常備)

第30条 負傷者の手当てに必要な救急用具及び救急材料を備え、備付ける場所及び使用方法を作業員に周知する。また、救急用具及び救急材料は常時清潔にしておく。(規-633)

2 救急用具及び材料として、①包帯材料、ピンセット及び消毒薬、②火傷のおそれがある作業場では火傷薬等を備える。

(手洗い等の励行)

第31条 作業後は手洗い、うがい、洗顔等を励行する。但し、下水、汚泥等を扱う作業に従事した場合は必ず励行しなければならない。

(用水)

第32条 水再生センターの用水には、上水、処理水、ろ過水等様々な給水配管が混在しており、特に、飲用に供する場合は本市監督員等と十分打合せをしてから使用する。

(喫煙場所の指定)

第33条 喫煙については、改正健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策をすること。また、必ず消火器具（水バケツ等含む）を設置すること。

（細菌等への対応）

第34条 クリプトスポリジウム集団発生等の異常時には、本市職員と履行・現場施工時期を協議し直し、作業従事者にマスクの着用・手袋の着装・作業後の手洗い等を徹底すること。

（化学物質リスクアセスメントの実施）

第35条 労働安全衛生法第57条の3第1項の規定に基づき、第57条第1項の政令でさだめる物及び通知対象物を取扱う作業を行う場合は、化学物質リスクアセスメントを実施すること。

- (1) 塗装作業等において化学物質リスクアセスメントが必要となるものは、リスクアセスメント及びリスクレベルに応じた安全衛生対策を確実に実施し、その記録を必ず残す。
- (2) 下請け協力会社を含め、工事等に従事する者全員に対して教育を実施し、その記録を必ず残す。
- (3) 関連工事や、水再生センターの維持管理で行う作業についても関心を払い作業場全体で必要なリスクレベルに応じた安全衛生対策を実施する。

なお、統括安全衛生管理義務者に指名されている会社については、他の会社が同一の作業現場で実施する作業内容についても、統括的なリスクアセスメントを実施する。

- (4) リスクアセスメントが必要になる化学物質を取扱う場合は、事前に施工計画書にその内容を記載し、本市の承諾を得る。また、担当監督員へは随時、的確な情報提供を行う。

附 則

- 1 本基準は、平成9年1月7日制定し、施行する。
- 2 平成9年10月28日 第1回改訂
平成10年12月3日 第2回改訂
平成12年12月1日 第3回改訂
平成14年12月1日 第4回改訂
平成17年5月20日 第5回改訂
平成22年6月1日 第6回改訂

平成23年6月1日	第7回改訂
平成24年6月6日	第8回改定
平成25年6月21日	第9回改定
平成28年1月7日	第10回改定
平成28年11月1日	第11回改定
平成30年2月1日	第12回改定
令和3年3月3日	第13回改訂
令和3年7月14日	第14回改定
令和4年1月18日	第15回改定
令和6年4月1日	第16回改定（最新）

酸素欠乏、硫化水素発生危険場所

(水再生センター等)

水再生センター	
1	集塵・集砂ホッパ内
2	受水槽内
3	除塵機内部
4	初沈・反応タンク・終沈池内部
5	処理水再利用タンク・ろ過水槽
6	汚泥調整タンク
7	その他タンク等密閉箇所
8	オゾン反応槽（点検口含む）
9	その他
	(1) ケーブルピット、場内マンホール内等
	(2) 脱臭装置内部（活性炭吸着塔、充填塔、生物脱臭塔）
ポンプ場	
1	ポンプ井
2	沈砂池
3	スクリーン室
4	受水槽内
5	その他タンク等密閉箇所
6	その他
	(1) ケーブルピット、場内マンホール内等
	(2) 脱臭装置内部（活性炭吸着塔、充填塔、生物脱臭塔）
工場排水処理場	
1	廃液貯留タンク
2	廃液処理タンク
3	汚泥貯留タンク
4	薬品貯留タンク
5	ボックスカルバート
6	その他タンク等密閉場所
7	その他
	(1) ケーブルピット、場内マンホール内等
	(2) 脱臭装置内部（活性炭吸着塔、充填塔、生物脱臭塔）

酸素欠乏、硫化水素発生危険場所

(汚泥資源化センター 1/2)

送 泥 施 設	
1	汚泥受槽内
2	地下ポンプ室
3	その他タンク等密閉箇所
4	送泥管排泥弁点検用マンホール内
5	調圧塔
汚泥資源化センター	
受泥設備	
1	汚泥貯留層、し渣分離機内、ホッパ内、コンベヤ内
2	地下ポンプ室
3	地下管廊内
4	その他タンク等密閉箇所
スクリーンかす洗浄設備	
1	スクリーンかす貯留ホッパ、雑排水槽内
2	地下管廊内
3	その他タンク等密閉箇所
機械濃縮設備	
1	汚泥受槽、濃縮汚泥貯留槽、濃縮分離液槽内
2	機械濃縮機パッケージ内
3	地下ポンプ室
4	脱臭機械室
5	地下管廊内
6	その他タンク等密閉箇所
消化タンク設備	
1	消化タンク
2	地下ポンプ室
3	地下管廊内
4	その他タンク等密閉箇所
ガス発電・脱硫設備	
1	低圧ガスタンク、中圧ガスタンク、吸収塔、再生塔、循環タンク内
2	地下ポンプ室
3	地下管廊内
4	その他タンク等密閉箇所

酸素欠乏、硫化水素発生危険場所

(汚泥資源化センター 2/2)

汚泥資源化センター	
脱水設備	
1	汚泥受槽、ろ過水槽、ろ液受槽内
2	地下ポンプ室
3	地下管廊内
4	その他タンク等密閉箇所
焼却設備	
1	汚泥ピット、吸収冷却塔、コンデンサ、集塵機、 し渣受槽、焼却炉内、
2	地下ポンプ室
3	地下管廊内
4	その他タンク等密閉箇所
分離液処理設備	
1	初沈・反応タンク・終沈池内部
2	分離液貯留槽内
3	地下ポンプ室
4	地下管廊内
5	その他タンク等密閉箇所
その他	
1	ケーブルピット、場内マンホール内等
2	脱臭装置内部（活性炭吸着塔、充填塔、生物脱臭塔）

保護具等着用基準 (水再生センター等)

《別表2-1》

主 な 作 業 場 所	保 護 具											検 知 器			そ の 他			
	革 手 袋	軍 手 袋	ゴ ム 手 袋	ヘル メ ット	帽 子	耳 栓	保 護 眼 鏡	保 護 マ スク	安 全 靴	長 靴	墜 落 制 止 用 器 具	下 肢 の 切 創 防 止 用 保 護 衣	酸 欠	硫 化 水 素	検 電 器 具	局 所 給 排 風 機	消 火 器	電 気 保 護 具
水 再 生 セ ン タ ー	集塵・集砂ホッパ内作業			○	○				○	○	○		○	○		○		
	調整槽内作業			○	○				○	○	○		○	○		○		
	池内作業			○	○				○	○	○		○	○		○		
	沈砂池作業			○	○				○	○	○		○	○		○		
	薬品取扱作業			○	○			○	○	○								
	日常点検	○	○		○				○									
	清掃等作業	○	○		○				○	○								
ポ ン プ 場	除塵作業			○	○				○	○								
	日常点検	○	○		○				○									
	ポンプ等試運転	○	○		○		○		○									
	清掃作業	○	○		○				○									
汚 泥 ・ 前 処 理	日常点検	○	○	○	○				○	○								
	汚泥サービスタンク等清掃			○	○				○	○	○		○	○		○		
	廃液処理タンク内清掃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○		○		
	脱水点検・清掃	○	○	○	○		○	○	○	○								
	薬品取扱作業	○	○	○	○		○	○	○	○								
	清掃等作業	○	○		○		○	○	○	○								
共 通 な 作 業	酸欠危険場所	○	○		○				○	○	○		○	○		○		
	高所作業	○	○		○				○		○							
	溶接作業	○	×	×	○		○	○	○								○	
	研削作業	○	×	×	○		○	○	○								○	
	切削作業	×	×	×	○		○	○	○								○	
	人力運搬作業	○	○		○				○									
	動力運搬作業	○	○		○				○									
	塗装作業	○	○		○			○	○							○		
伐木作業等											○							
電 気 作 業	低圧作業		○		○				○						○			○
	特高・高圧作業 なお、活線作業 は厳禁			電 気 絶 縁 用 ○	電 気 絶 縁 用 ○					電 気 絶 縁 用 ○				○				○
覆 蓋 上 での 作 業			○		○				○	○	○							

リスクアセスメントの結果に応じて適切な保護具を選定すること。

保護具等着用基準 (汚泥資源化センター)

《別表2-2》

主 な 作 業 場 所	保 護 具											検 知 器			そ の 他						
	革 手 袋	軍 手 袋	ゴ ム 手 袋	ヘル メ ット	帽 子	耳 栓	保 護 眼 鏡	保 護 マ スク	安 全 靴	長 靴	墜 落 制 止 用 器 具	防 塵 ス ーツ	下 肢 の 切 創 防 止 用 保 護 衣	酸 欠	硫 化 水 素	可 燃 性 ガ ス	検 電 器 具	局 所 給 排 風 機	消 火 器	電 気 保 護 具	
送 泥 施 設	汚泥貯留槽内等		○	○				○	○	○			○	○	○		○				
	その他タンク		○	○				○	○	○			○	○			○				
	地下ポンプ室		○	○				○	○	○			○	○			○				
	汚泥管マンホール等		○	○				○	○	○			○	○	○		○				
	日常点検	○	○	○					○												
	清掃等作業	○	○	○					○	○											
汚 泥 資 源 化 セ ン タ ー	汚泥貯留槽内等		○	○				○	○	○			○	○	○		○				
	消化タンク内		○	○				○	○	○			○	○	○		○				
	その他タンク		○	○				○	○	○			○	○			○				
	地下ポンプ室		○	○				○	○	○			○	○							
	地下管廊等		○	○				○		○			○	○							
	機器点検・清掃	○	○	○				○													
	ガス発電室内	○	○	○		○		○								○			○		
	薬品取扱作業			○	○		○	○	○												
	焼却炉(煙道内含む)	○		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○		○			
	日常点検	○	○	○					○												
清掃等作業	○	○	○					○	○												
共 通 な 作 業	酸欠危険場所		○	○				○	○	○			○	○	○		○				
	高所作業	○	○	○				○		○											
	溶接作業	○	×	×	○		○	○	○										○		
	研削作業	○	×	×	○		○	○	○											○	
	切削作業	×	×	×	○		○	○	○											○	
	人力運搬作業	○	○	○					○												
	動力運搬作業	○	○	○					○												
	塗装作業	○	○	○				○	○										○		
伐木作業等												○									
電 気 作 業	低圧作業		○	○				○									○			○	
	特高・高圧作業 なお、活線作業は厳禁			電気絶縁用 ○	電気絶縁用 ○					電気絶縁用 ○							○			○	
覆 蓋 上 での 作 業		○	○					○	○	○											

リスクアセスメントの結果に応じて適切な保護具を選定すること

酸素欠乏症

《別表 3 - 1》

酸素欠乏症… 空気中の酸素濃度が18%未満の空気を吸入する事により生ずる症状が認められる状態。 (大気中酸素濃度20.93%) 「無色無臭のため存在の判断は不可能。」		
空気中酸素濃度 (%)	症 状	備 考
18	安全下限	保護具の着用が必要
16 ~ 12	脈拍・呼吸数の増加	精神集中力の低下
14 ~ 9	耳鳴・嘔吐・体温上昇	意識もうろう
10 ~ 6	行動の自由を失う	全身痙攣
6 以下	数回のあえぎ呼吸後『死』	

硫化水素中毒

《別表 3 - 2》

硫化水素中毒… 硫化水素濃度が100万分の10を越える空気を吸入する事により生ずる症状が認められる状態。(100万分の10=10ppm) 「濃度により臭いが違う。臭いを感じなくなったら危険。」		
空気中硫化水素濃度 (ppm)	症 状	備 考
3 ~ 5	不快に感じる臭気	
10	許容濃度	8時間労働しても問題の無い濃度
20 ~ 30	耐えられる臭気	肺を刺激する最低限界
100 ~ 300	2~5分で吸気神経麻痺	
350 ~ 400	1時間ばく露で生命の危険	
800以上	呼吸停止・死亡	

可燃性ガス (消化ガス)

《別表 3 - 3》

可燃性ガス (消化ガス) …… 消化ガスの主成分であるメタンガスの爆発範囲は、5~15%である。
通常、消化ガス中のメタンは50%程度以上あり、爆発限界外にある、しかし、消化タンク・ガスタンク内部の点検、清掃、修理等のため、消化ガスを空気と置換するときは、一旦は必ず爆発混合気体になり、このとき最も危険な状態となる。

オゾン

《別表 3 - 4》

オゾン… オゾンの空気中における許容濃度は、0.1ppmである。また爆発範囲は20~100%(wt)である。
一般個人に対するオゾン暴露の許容濃度は、0.1ppmとしている。これは、1全労働日(1日最大8時間・週40時間程度)にたいする時間全体の加重平均測定値である。通常、無声放電式のオゾン発生装置で得られるオゾン濃度は、最高約10%(wt)程度であるから、発生時のガス濃度のままでは爆発的な分解を起こす恐れはない。

酸素濃度及び硫化水素濃度測定記録

2017年12月

【酸素欠乏症等防止規則（抜粋）】

第3条 事業者は、令第二十一条第九号に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素（第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素）の濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規則による測定を行ったときは、そのつど、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

①測定日時、②測定方法、③測定箇所、④測定条件、⑤測定結果、⑥測定を実施した者の氏名、⑦測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要。

(例)

年月日	測定方法	測定条件	測定箇所	測定結果	測定者	措置等
H29.12.18	酸素濃度計	晴れ等	沈砂池-1	〇〇,〇%	〇〇 〇〇	送風設備設置
			沈砂池-2	〇〇,〇%		
			沈砂池-3	〇〇,〇%		
			沈砂池-4	〇〇,〇%		
			沈砂池-5	〇〇,〇%		
			沈砂池-6	〇〇,〇%		

研削といし試運転実施記録

2017年12月

【労働安全衛生規則（抜粋）】

第118条 事業者は、研削といしについては、その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えたときには3分間以上運転しなければならない。

年月日	作業開始前 1分間以上の 運転確認	といし取り替え のため3分間 以上の運転確認	確認者	備考
(例) H29.12.18	異常なし	異常なし	〇〇 〇〇	

参 考 資 料

資料－1 安全管理計画届出書（下水道河川局ウェブサイト※より）

資料－2 安全計画書

資料－3 安全要領書（酸欠場所での作業（例））

資料－4 安全点検表

資料－5 緊急連絡系統図（下水道河川局ウェブサイト※より）

資料－6 事故報告書

※ウェブサイトアドレス（下水道河川局下水道設備工事・様式集ダウンロードコーナー）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gesuisetsubi/shiryou.html>

注）資料－2，3，4はあくまでも例を示しているだけなので、各社独自のものを作成し、提出して下さい

安 全 管 理 計 画 届 出 書

令和 年 月 日

(工事監督課・事務所)

会 社 名
現場代理人
安全管理者

工 事 名	
工事場所	
安全管理者	

上記工事における安全管理者を定め、別紙のとおり安全管理計画書を作成しましたので提出します。

- (注記) 1 現場工事着手から工事完成まで、安全管理全般について記入する。
2 本工事に見合った安全管理計画書を添付する。

総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

安 全 計 画 書

令和 年 月 日

工事名(委託名) _____

会社名 _____

現場代理人 _____

1 基本方針

- ・労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令、諸法規の遵守
- ・安全衛生管理体制の確立
- ・KYミーティング、安全パトロールの実施
- ・災害防止、健康管理の動機づけ

2 安全衛生管理体制の確立

災害防止を徹底させるため、別紙の通り、安全衛生管理体制を確立し、現場代理人の基に指揮命令系統を明確にします。

3 安全対策実施

工事施工にあたり、災害を未然に防ぎ、安全に対する一層の注意を払います。

(1) 一般事項

- ・作業計画を立案します。
- ・作業現場の安全パトロールを実施し、安全衛生の状況把握、指導を行います。
- ・作業員に対し、現場の状況、作業内容等を説明し、安全教育を行います。
- ・作業前に作業員の健康状態を確認し、万全の体調で作業をさせます。

(2) 服装・服務

- ・作業服のボタンをキチンとかけ、安全帽・安全靴の着用等作業にふさわしい服装を徹底させます。
- ・作業中は、作業現場以外への立入りはしません。
- ・決められた場所での休憩、喫煙等を徹底します。
- ・作業現場の整理・整頓・清掃を実施します。

(3) 酸欠事故防止作業

- ・ 第二種酸素欠乏作業主任者を定めます。
- ・ 有資格者が酸素濃度及び硫化水素濃度を連続的に測定し、記録を保存します。
- ・ 連続換気を行い、安全を確認の上作業を開始します。
- ・ 作業場所に入場及び退場する際は、必ず人員を確認します。

(4) 墜落防止対策

- ・ 高所作業にあたっては、足場等の安全対策を施し、墜落のおそれがある場合は、墜落制止用器具の着用や墜落防止用の安全ネットの設置を行います。
- ・ 作業場所への行き帰り等で、暗い場所を歩き開口部に落ちないように照明をつけるか、懐中電灯により安全を確認して歩行します。
- ・ 管渠の伏越し等は、落ちる危険があるので作業前に構造を確認しておきます。

(5) 崩壊・落下防止対策

- ・ 防網の設置または立入り禁止区域の設定をします。
- ・ 上下作業の禁止をします。
- ・ 整理・整頓をします。

(6) 巻込まれ防止対策

- ・ コンベヤ、ファン、その他のモーターやプーリー等の回転体は、運転状態で間接又は直接に触れないように作業を実施します。

(7) 電気事故防止

- ・ 分電盤には取扱責任者名を掲示し、責任を明確にします。
- ・ 使用する電気機器はアースを取り付けます。
- ・ 電源には必ず漏電遮断器を取り付けます。
- ・ 電気機器を使用する前には、絶縁等の安全確認を行います。
- ・ 予定外作業を禁止します。
- ・ 回転方向の確認を行います。

(8) 溶接作業（ガス、アーク）

- ・有資格者が作業を行います。
- ・アースを取り付けます。（アーク）
- ・革手袋等定められた保護具を着用します。
- ・自動電撃防止装置を取り付けます。（アーク）

(9) 運搬・揚貨

- ・運転、玉掛け合図等の作業は有資格者が行います。
- ・作業指揮者を決めます。
- ・作業区域内への関係者以外立ち入り禁止。
- ・吊り荷の下への立ち入り禁止。

(10) 電動工具

- ・使用する電気機器はアースを取り付けます。
- ・電源には必ず漏電遮断器を取り付けます。
- ・グラインダー、サンダー、ドリル等使用前には必ず点検を行います。

(11) 火災予防

- ・火元責任者を定めて、火気の使用等管理を徹底させます。
- ・喫煙場所を定めます。
- ・消火器を常時備え付けます。
- ・危険箇所への立入り禁止、火気使用厳禁等標識を設置します。

4 安全要領書

〇〇〇作業及び〇〇〇作業については、別途安全要領書を提出します。

5 その他

安全要領書（酸欠場所での作業（例））

1 作業内容

- ・塔槽内の物品の撤去及び内部清掃、点検、塗装を行う。

2 安全対策

- ・塔槽内に入る前には、必ずエアーファン等で強制換気を行います。
- ・酸素濃度測定、硫化水素濃度測定及び可燃性ガス濃度測定を実施してから、安全を確認の上、槽内の作業をします。また、安全が確認されても作業上必要がある場合は、槽内に入る時にエヤーラインマスクを装着し、合羽を着てから入槽します。
- ・酸素濃度、硫化水素濃度及び可燃性ガス濃度の測定値は、常時確認し、これを記録します。
- ・槽内作業中は、監視人をマンホールそばに置き、常に槽内を監視します。
- ・名札掛けを作り、塔槽内に入って作業している作業員名が、わかるようにしておきます。

安 全 点 検 表

施工に際し必要となる設備や各種の作業について点検するものとし、概ね下記のような項目が考えられる。請負人は、現場の状況を判断し、該当する項目について安全点検表を作成するものとする。

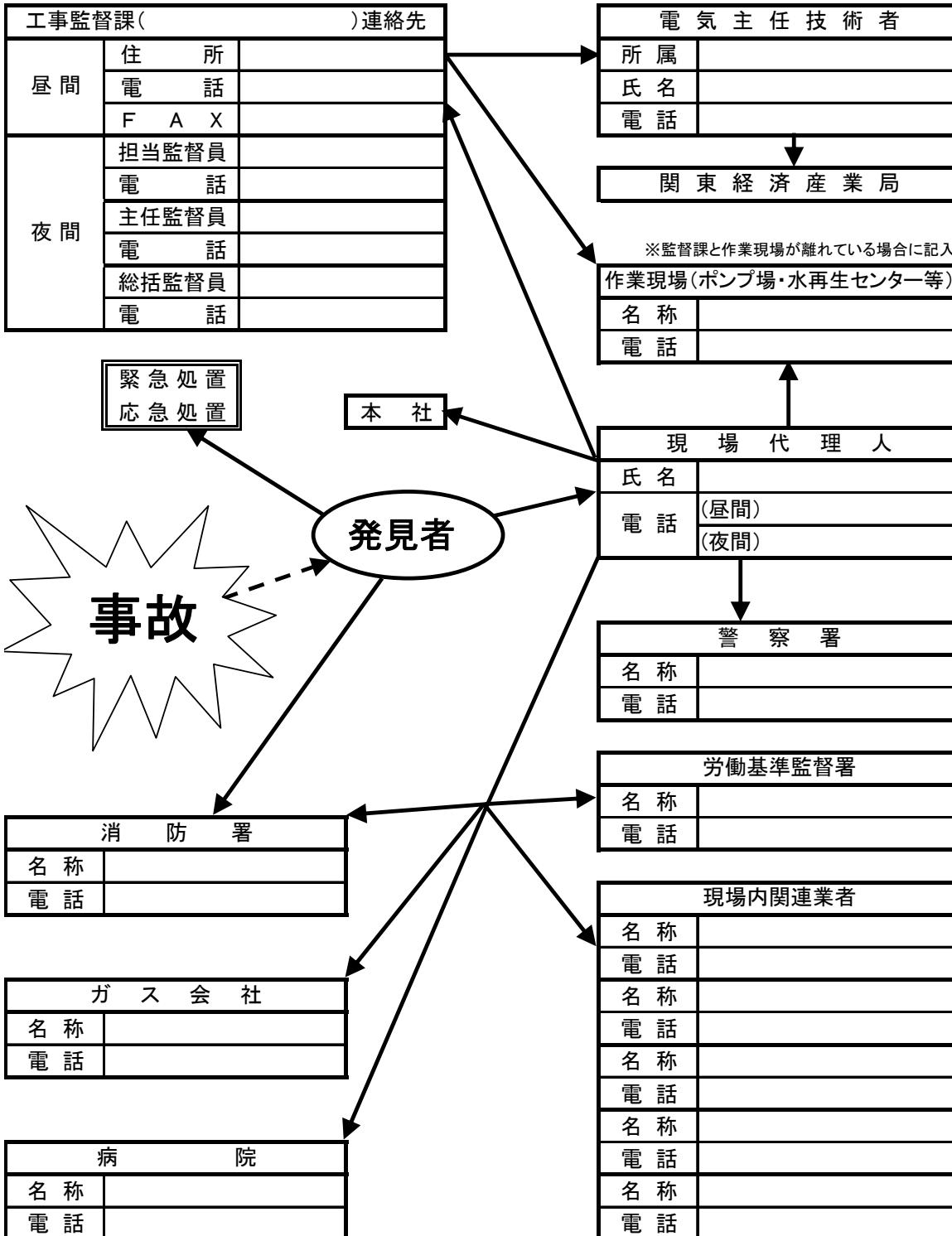
墜落災害防止	大型車両・重機車輛作業
移動式足場（ローリングタワー）	作業用工作機械（ボール盤等）
脚立足場	ウィンチ
鋼管足場	電気設備（仮設分電盤を含む）
移動梯子	換気設備
ゴンドラ	資材・器材の保管
ガス溶接作業	火災予防
アーク溶接作業	整理整頓
酸素欠乏危険作業	作業時の服装
移動式クレーン	

安全点検表の例（移動式足場）

項 目	点 検 月 日									
1 積載荷重・作業主任者・注意標識の掲示										
2 高さ（作業床）と脚輪間隔										
3 作業床の隙間（全面数）										
4 作業床の巾木（10cm以上）										
5 脚輪のブレーキ										
6 手摺の高さ（90～105cm）・中棧										
7 建柱3段以上の転倒防止										
8 作業床上で脚立・梯子などの使用禁止										
9 昇降設備										
点検者	会社名			氏 名						
判定	良（○） 不良（×） 要注意（△）									

緊急連絡系統図

工事名	
請負業者名	
本社連絡先	



総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

事 故 報 告 書

(工事監督課・事務所)

令和 年 月 日

住 所
請負人
氏 名 印

次の工事の事故について、土木工事共通仕様書の規定により報告します。

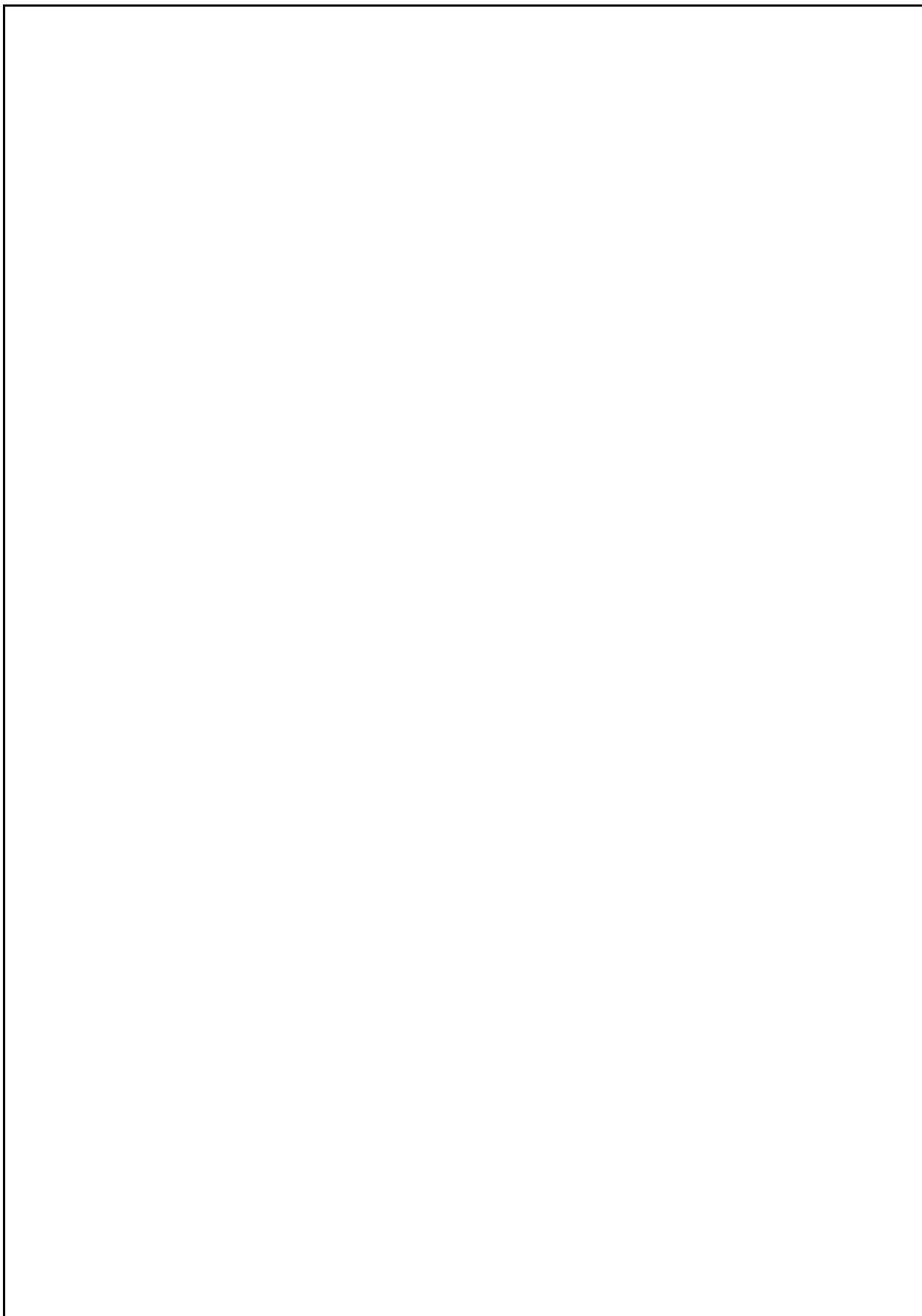
事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃	天候	
事故発生場所			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 期			
契 約 金 額			
従 事 工 事			
災 害 の 種 類	公衆災害	労働災害	その他
被 害 者	住所 氏名 連絡先 Tel. ※本人の了解を得て記入すること。		
加 害 者	住所 氏名 連絡先 Tel. ※本人の了解を得て記入すること。		
被 害 の 状 況	人的被害 病院名及び所在地 Tel.		
	物的被害 物件名		
事 故 の 概 要			

事故報告書(/)

事故の原因	
事故後の対応	
関係機関の意見	
目撃者	住所 氏名 (○次下請 ○○建設職員) 年齢：○○歳 連絡先 Tel.
添付図面等	1 案内図 2 事故の平面図、断面図 3 事故現場の写真 4 施工体系図兼安全衛生協議会組織図等 5 診断書 6 その他 (必要に応じて添付)
事故当事者連絡先	一次下請会社名： 所在地： 代表者名： 電話番号：
	二次下請会社名： 所在地： 代表者名： 電話番号：
担当者名	氏名 連絡先 Tel.

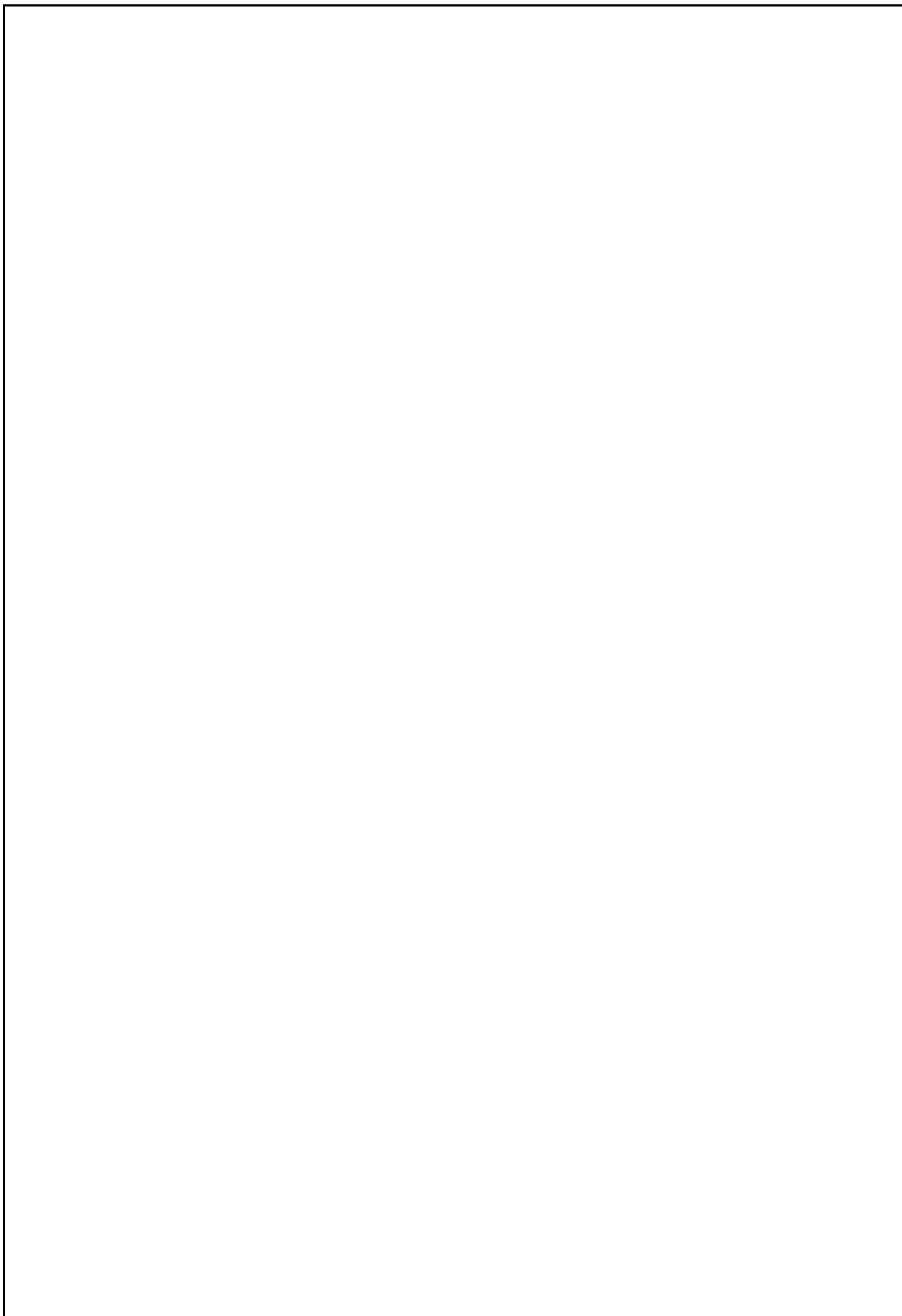
事故報告書(/)

1 案内図



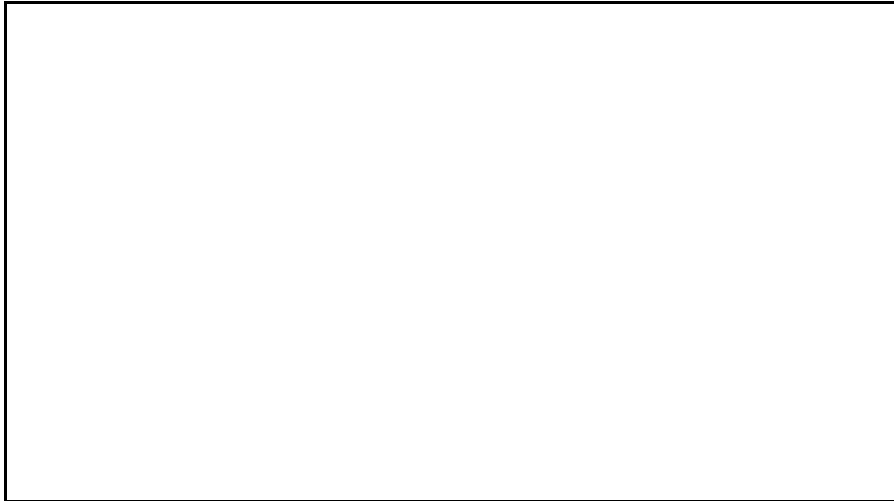
事故報告書(/)

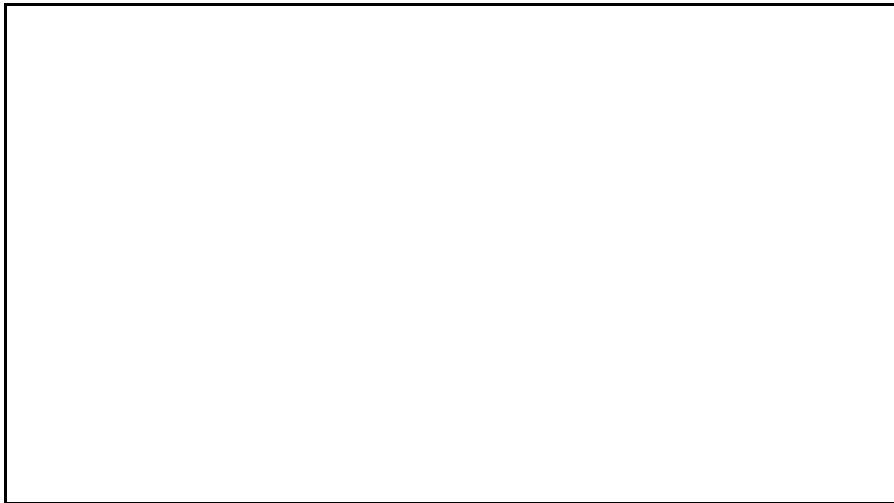
2 事故の平面図及び断面図

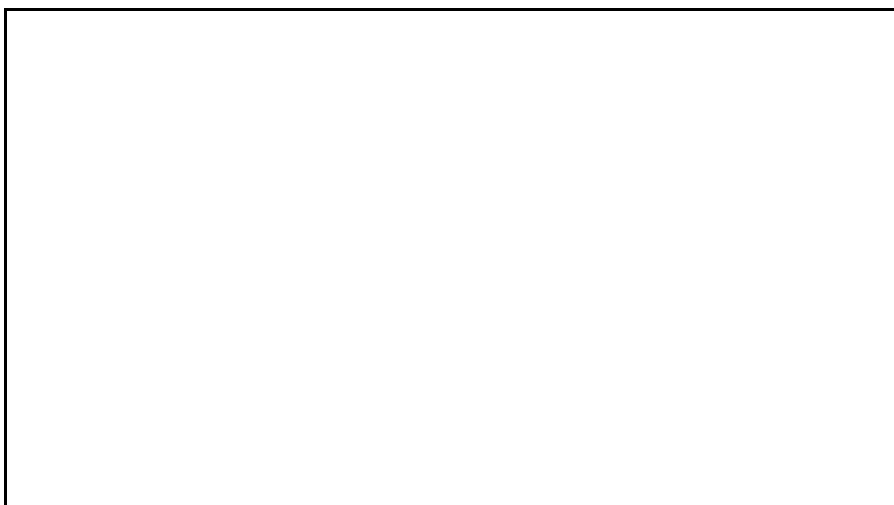


事故報告書(/)

3 事故現場の写真

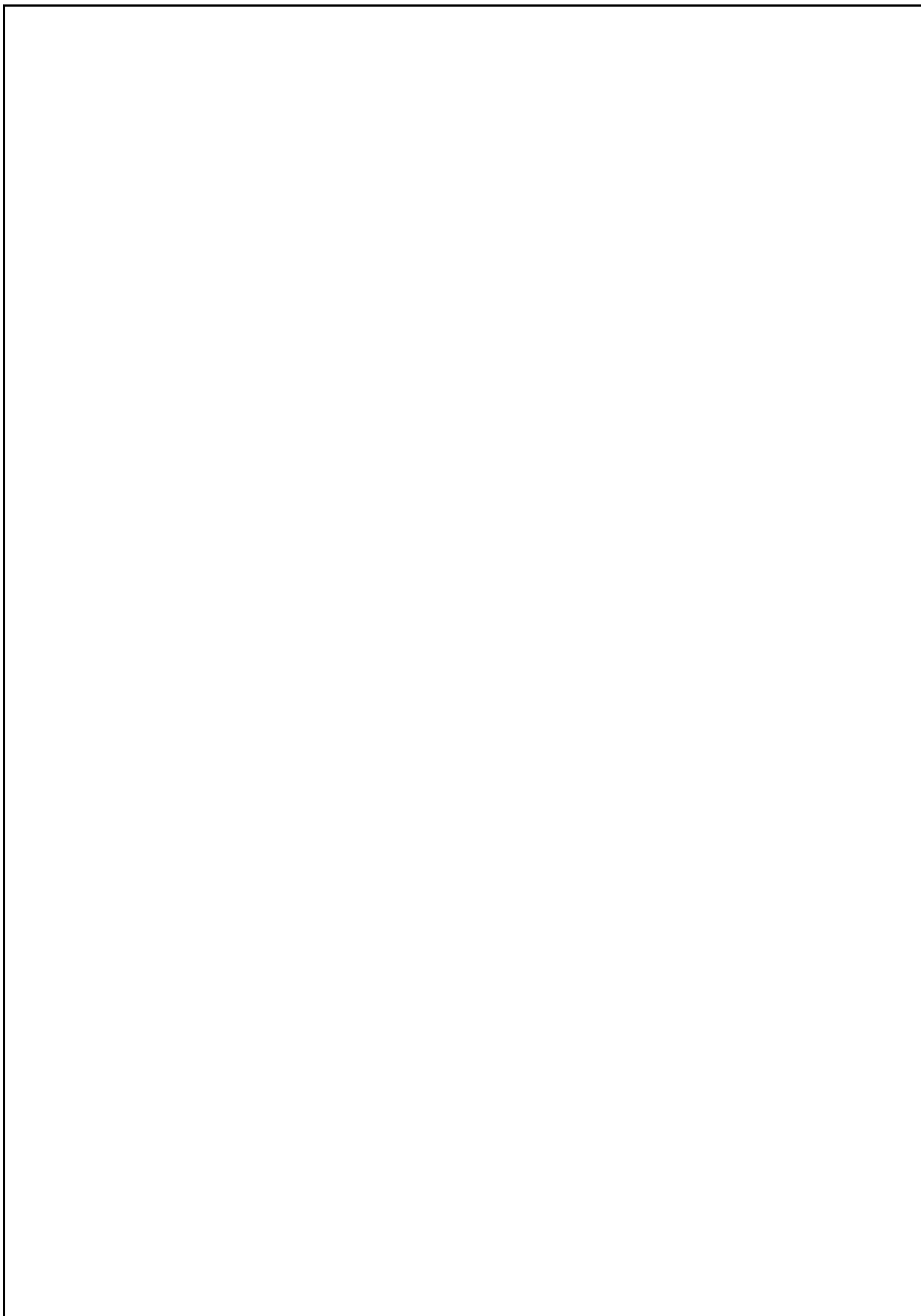






事故報告書(/)

4 施工体系図兼安全衛生協議会組織図等



事故報告書(/)